

議第91号

控訴の提起について

控訴を次のように提起する。

令和6年7月9日提出

京都市長 松井孝治

|       |  |
|-------|--|
| 相手方   | 京都市右京区西京極東向河原町5番地の3<br>ジェイテック株式会社  |
| 事件の種類 | 損害賠償金の支払及び詐害行為の取消しの請求  |
| 事件の内容 | <p>本市は、オグラロード・サービス株式会社（京都市右京区西京極東向河原町5番地。以下「オグラロード」という。）及びその代表取締役である小倉権に対し、小栗栖排水機場の運転監視業務に係る委託契約に基づく債務の不履行等による損害賠償金（以下「本件賠償金」という。）の支払を求めていたが、相手方は、本件賠償金の支払を免れるため設立されたものであるとともに、オグラロードは、本市を害することを知りながら、その事業の全部を相手方に譲渡した（以下「本件営業譲渡」という。）。</p> <p>そこで、平成29年5月23日、京都地方裁判所に、次のいずれかの請求を認容するよう訴えを提起した。</p> <p>(1) 相手方は本件賠償金の支払を免れるため設立されたものであることから、本来、オグラロードが支払うべき本件賠償金の支払を求める（最終的な請求額は、11億3,136万2,737円）。</p> <p>(2) 本件営業譲渡の取消しを求めるとともに、相手方が譲り受けた事業の価値に相当する額の支払を求める（最終的な請求額は、4億2,942万円）。</p> <p>これについて、京都地方裁判所は、上記(1)にあっては本市の請求を棄却し、上記(2)にあっては本市の請求の一部を認容し、相手方に對し、本件営業譲渡を取り消し、2億7,653万円及び遅延損害金を支払うことを命じる旨の判決を言い渡した。</p> |

そこで、本件判決のうち、本市の請求を棄却した部分の取消し及び当該部分の認容を求めるため、大阪高等裁判所に控訴しようとするものである。

#### 提案理由

控訴を提起する必要があるので提案する。